2022年8月
株式会社イマオコーポレーション
機 工 本 部

工場用無線機器「メッセージウォッチ」の無線規格についてのご案内

特定小電力無線機器は、電波を利用することから電波法で定められた技術基準を満足する必要があります。当社の特定小電力無線機器（工場用無線機器「メッセージウォッチ」以下メッセージウォッチといいます。）は電波法令の技術基準に適合していることを証明する「技術基準適合証明・工事設計認証」によって技術基準を満足し、無線局免許なしでお使いいただけるようになっています。

総務省にて、2005年に電波法関連法令である無線設備規制則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）において、無線設備のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正されました。（スプリアス規格の改正）

これに伴い、改正前の旧スプリアス規格で認証を取得した製品は、当初は、猶予期限として2022 年 11 月 30 日までしかご使用いただけませんでした。

その後、総務省より無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令 119号）の附則第 3 条及び第 5 条の一部が改正され、旧スプリアス規格で認証を取得した製品の使用期限が、「当分の間」延長となりました。（※下記リンクをご参照ください。）

弊社工場無線機器では「メッセージウォッチ送信機（品番：FW-MET01）」のみが、旧スプリアス規格に該当いたしますが、現状では新たな使用期限まで継続してご使用いただけます。

使用期限が確定されましたら、あらためてWebサイト等でご案内申し上げます。

なお、旧スプリアス規格の特定小電力無線機器を、使用期限を超えて使用した場合は（意図せず電波を発射した場合も含まれます）、電波法違反となり、罰則・罰金（1年以下の懲役または 100万円以下の罰金）の対象となります。

弊社製品「メッセージウォッチType-N」（2021年2月発売）は、新スプリアス規格に対応しておりますので、同製品への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※参考URL：https://www.soumu.go.jp/main_content/000762612.pdf

＜本件に関するお問い合わせ先＞
株式会社イマオコーポレーション　業務部
TEL：0575-28-4811

Value Creator

旧スプリアス規格採用製品（販売終了製品）

「メッセージウォッチ」製品が販売終了となります。

旧スプリアス規格採用製品

メッセージウォッチ
送信機
FW-MET01

販売終了製品

メッセージウォッチ
受信機
FW-MER01

販売終了製品

メッセージウォッチ
中継機
FW-MRM01

販売終了製品

メッセージウォッチ
ブラケット
FW-MEB01

販売終了製品

メッセージウォッチ
FW-MEC

メッセージ変更

販売終了製品

※上記製品の修理対応につきましては、2023年10月31日までとなります。

本件に関するお問い合わせ先：TEL 0575-28-4811 株式会社イマオコーポレーション 業務部